

佐賀県告示第二百四十三号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十三年八月二十三日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	23-1	今日からヒットマン 19	(株)日本文芸社	52971-67	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	23-2	あきそら 6	(株)秋田書店	44943-69	
"	23-3	実話ドキュメント 8月号	(株)竹書房	05267-8	
"	23-4	漫画実話ナックルズBLACK 裏社会マネー白書	リリカ出版(株)	68463-55	